



新風会

上田 義定
議員

【関連質問】

▼マイナンバー制度について

【Q】 制度開始に向けて総務省が市町村の準備状況について調査を行ったが、①番号を管理する基幹システムとインターネットに接続する情報システムとの分離状況、②情報漏えい対策、③各種対策が制度開始までに間に合うのかについて、本市はどのように回答したのか。

【A】 ①基幹システムは広域圏組合の電算課、情報システムは市の政策企画課が管理しており、それぞれ分離独立したネットワークを構築しており、接続はされていない。②全職員に対し、情報漏えい対策をまとめた文書の配布や説明会を開催するなどの対策を講じている。③現時点においても一定の水準で基本的な対策が取られており、制度開始に間に合うものと回答している。

【Q】 制度開始に伴うシステム改修費用は幾らで、財源はどうなっているのか。

【A】 二十六年度と二十七年度の二カ年で約六千万円を見込んでおり、これらは国からの補助金や交付税で賄われる。

委員会活動

9月10日の本会議で付託された議案などについて、総務委員会（9月11日）、産業建設委員会（9月14日）教育厚生委員会（9月15日）及び予算審査特別委員会（9月17日）を開き審査しましたので、概要をお知らせします。

総務委員会

付託された議案三件を審査しました。

○第四十一号議案 島原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

【質疑】 マイナンバーにかかる費用は国が負担するのか。

【答弁】 今回のマイナンバーの改修にかかる費用は六千万円である。そのうち補助金で四千万円、残りについては、補助金、もしくは交付税措置され、ほぼ全額が国の負担である。

【質疑】 個人に付されるマイナンバーはどのような分野で使われるのか。

法律が改正されれば、国がすべて管理するのではない。

【答弁】 マイナンバー制度がスタートする時点では、社会保障と税、災害対策の分野に活用するというところで始まっている。九月に法改正があり、平成三十年からは預貯金

や特定健診などにも利用できるような改正がされている。今後、どのような分野にマイナンバーが活用されるのかについては国で検討していると思うが、詳細については把握していない。

このほか、個人番号カードを代理で申請する場合の手続き、マイナンバー制度の周知等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第四十二号議案 島原市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本市が保有する特定個人情報の利用及び提供の制限、開示請求等について必要な措置を講ずるため、この条例を改正しようとするもの。

【質疑】 第三者のマイナンバーを知ったときに番号のみで利用できるのか。

【答弁】 インターネット回線などの民間のネットワークとは接続せず、行政機関同士を専用回線で結んでいる。マイナンバーを他人に取得されたからといってすぐさま実害はない。

このほか、個人情報等の守秘義務、行政機関における職員研修等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第四十三号議案 島原市手数料条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕個人番号カードが紛失や盗難にあった場合、どのような手続きが必要なのか。

〔答弁〕紛失届は市で受け付け、再交付申請も併せて受け付ける。再交付までの期間については具体的にわかっていない。また盗難の場合には、警察への届けが必要だと思うがコールセンターに連絡すれば機能はすぐに止まる。

このほか、再交付の場合の手数料、個人番号カードの有効期限等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

産業建設委員会

付託された議案五件を審査しました。

○第四十四号議案 島原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

島原市水道事業の料金算定の方法を改定するため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕隔月検針になることでどのくらい予算が削減できるのか。

〔答弁〕今年度の検針業務等の委託料は約千三百六十万円だが、半分の六百八十万円程度の削減が見込めると思っている。

このほか、水道検針員の給料等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第四十六号議案 平成二十七年島原市水道事業会計補正予算（第一号）

資本的収入の予定額を補正するもので、企業債五億千百万円を六千三百三十万円の減額して、四億四千七百七十万円の増額とし、出資金を六千三百三十万増額するもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第四十九号議案 平成二十六年島原市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

するもの。

歳入決算額四億五千三百二十六万四千三百五十五円、歳出決算額四億四千五百二十一万六千七百三十二円、差し引き八百四十七万六千二百三十三円の繰越決算。

〔質疑〕滞納の大部分は回収できる見込みのないもので、その数字が毎年決算書に上がってくる。今後はどのように対応するのか。

〔答弁〕現在、消滅時効が成立しないように努力しているが、現実として、その会社は資産等がない状況である。いずれは不納欠損という形になると思うが、税などの関係もあるので、連携を取りながら取り組む必要がある。

〔質疑〕今回のヒートポンプへの変更は、非常に効果があると聞いているが、毎年どのくらいの削減効果があるのか。

〔答弁〕現在の温泉給湯所は、四名での管理体制だが、二十八年度は二名で管理するように計画しており、その分の人件費が削減される。また、ヒートポンプの導入で、灯油代から電気代に変わることによる削減分も含め、毎年約三千二百万円の削減を見込んでいる。

このほか、収入未済額の内訳、地方債の償還計画等について質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。

○第五十号議案 平成二十六年島原市島原都市計画事業安中土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額四百八十六万八千六百六十一円、歳出決算額七十六万五千五百八十一円、差し引き四百一十万六千五百八十一円となっております。なお、本特別会計は平成二十六年度末で廃止されており、差し引き残額の全額が一般会計へ引き継がれています。

〔質疑〕保留地の処分金収入があるが、何区画売れたのか。

〔答弁〕一区画が約百六十坪あったが、広すぎるといって申し入れがあり、この区画を半分にして、売却した収入であり、区画としてはまだ十三区画残っている状況である。

採決の結果、認定することに決定しました。

○第五十二号議案 平成二十六年島原市水道事業会計剰余金の処分及び決算

地方公営企業法第三十二条第二項の規定に基づき、決算に伴う剰余金を処分し、併せて同法第三十条第四項の規定に基づき、議会の認定を受けようとするもの。

〔質疑〕水道事業決算審査意見書に、起債償還のための資金を早い段階で積み立てていくべきだと考える。

また減積積立金の積立額の僅少さに疑問を感じるとあるが、この意見についてどう思うか。

〔答弁〕水道料金の改定もしたところであり、今後は企業債の償還も増加することになるため、積立金についても検討していきたい。

このほか、一般会計からの繰り入れ等について質疑がなされ、採決の結果、原案可決及び認定することに決定しました。

教育厚生委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第四十八号議案 平成二十六年島原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額七十三億五千二百七十九万六千七百七十九円、歳出決算額七十二億五千六百四十万四千四百一円、差し引き九千六百六十九万二千三百七十八円の繰越決算。

〔質疑〕国民健康保険事業は厳しい財政状況が続いている。今後は都道府県単位で運営されるような動きもあるが、国保財政における今後の見通しはどのようなのか。

〔答弁〕法律が改正され、平成三十年度から財政の運営主体が都道府県に移ることになる。二十六年度決算については約九千六百万円の赤字となったが、実情は二億円を基金から繰り入れての黒字決算であり、この状況は来年度以降も急激に改善することは難しいと考えている。ただ、今回の決算の大きな特徴として歳出の保険給付費が前年度より約一億八千万円下回る結果となった。これまで取り組んできた給付費の適正化やジェネリック医薬品の普及促進、特定健診の受診率向上などの効果が表れてきたのではないかと考えている。

また、今年度の保険給付費についても現在四カ月分の支払いをしているが、この四カ月分を前年度と比較すると二・八%の減、金額で約三千九百万円が減少しているの、この状況を維持できるように引き続き努力していきたい。

このほか、不納欠損の内訳、基金残高の状況等について質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。

○第五十一号議案 平成二十六年島原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

するもの。

歳入決算額五億七千八百三十五万四千四百九十九円、歳出決算額五億六千七百三十三万五千五百六十六円、差し引き千二百一十一万六千九百四十三円の繰越決算。

〔質疑〕国保や介護にも関連することだが、今後の国の方針としては在宅での医療や介護サービスの提供を行うような方向に進んでいくのか。

〔答弁〕国としては医療や介護において、在宅のほうに軸足を移して、地域包括ケアシステムの構築というの、その大きな現れだと理解している。

このほか、収入未済額や不納欠損の理由、軽減措置等について質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定いたしました。

予算審査特別委員会

付託された議案一件を審査しました。

○第四十五号議案 平成二十七年島原市一般会計補正予算(第三号)

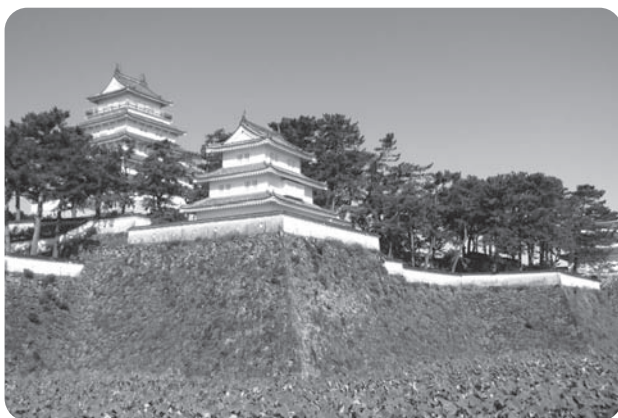
歳入歳出それぞれ二億四千八百七十一万二千円を追加し、予算の総額を二百三十六億三千七百四十二万三千円とするもの。

〔質疑〕島原城跡公園管理経費は、島原城の石垣に特に影響を及ぼす樹

木十九本を伐採し、四本を剪定するということだが、年次計画を立てて樹木の伐採や剪定を行うのか。

〔答弁〕今回の補正予算では、最低限の本数を伐採、剪定することにしており、今後は、樹木の管理計画を策定する必要があると考えている。

このほか、公会計推進事業、水道事業出資金、耕作放棄地解消事業、公営住宅管理経費、教育文化振興事業団指定管理料等返還金等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



▲石垣に影響を及ぼす樹木がある島原城跡公園